

事 務 連 絡  
平成 3 1 年 4 月 1 日

公益社団法人全日本トラック協会  
審議役（輸送事業部担当） 殿

国土交通省道路局  
道路交通管理課長

荷主情報の聴取の本格導入について（ご協力をお願い）

平素より国土交通省の道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、過積載等法令違反の車両の撲滅に向けて取り組んでいるところです。しかし、こうした違反の一因には、荷主からの要求があるとの声も聞かれます。このため、特殊車両の通行許可に関して、本来のトラック事業者等だけでなく、荷主にも法令遵守の必要性を理解いただき、責任の一端を担っていただく観点から、貴協会からの要望も踏まえ、平成29年12月から、基地取締りにおいて、違反通行を行った車両の運転者から荷主に関する情報を聴取する取組みを試行してきました。

今般、試行の結果を踏まえ、所要の見直しを図った上で、これを本格導入することとしたので、お知らせいたします。

この取組みは、法令違反等があった場合に、トラック事業者から聴取した情報をもとに、荷主に対して協力の要請を行うことなどを通じて、荷主にもトラック事業者とともに法令遵守に取り組んでいただこうというものです。その際、まずはトラック事業者側の意識が重要となることから、貴協会におかれましても、引き続き、貴協会傘下会員の皆様に対して、法令遵守に関して啓発を行っていただくのに併せて、この取組みの趣旨等を周知するなど、聴取の際に協力が得られるよう働きかけを行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。